宮崎県教育研究連合会

管理職等任用試験練習問題(２０２６年度版)

（問題編）

Ⅰ　練習問題です。事前配布した場合は、研修会当日までに、各自で、内容を研究しておいて下さい。研修会では、模範解答を示し、内容を検討します。ただし、問題数が多いので、全ての問題について、事前に検討する時間はないかと思います。問題に目を通すだけでも結構です。

Ⅱ　またもや内容を欲張りすぎたので、相当に、設問が多くなりました。また、解答欄が、狭いかも知れません。その場合は、別紙等にお願いします。

Ⅲ　全て（校長・教頭　共用）として作問してあります。しかし、設問によっては、「教頭として」等の指定があるものもあります。その場合は、各自の受験される職種に読み替えての解答をお願いします。

Ⅳ　解答編に示した解答例は、必ずしも、模範解答や正解ではありません。解答例を批判的に、評価者の目で読んで、是非を問い直し、自分ならどう書くかを考えてみてください。

Ⅴ　今回の内容は以下の通りです。昨今の動向を踏まえた内容項目を中心に作問しました。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 生成ＡＩの利活用ガイドライン(Ver.2.0) (1)・(2) |
| ２ | いじめ重大事態調査のガイドラインの改訂(1)・(2) |
| ３ | ヤングケアラー支援の法制化 |
| ４ | 学校事故対応に関する指針の改訂 |
| 5 | 中教審答申（R6.8）～教職員の資質能力の向上と質の高い教職員集団の形成 |
| 6 | 中教審答申（R6.8）～次世代型「チーム学校」の実現 |
|  |  |

|  |
| --- |
| 参考文献  ・宮崎県教育関係者必携（令和６年度版）　宮崎県教育庁教育政策課編　　　　　　　　　（第一法規・２０２４年）  ・教育法規便覧（令和７年度版）　窪田眞二・小川友次著　　　　　　　　　　　　　　　（学用書房・２０２５年）  ・２０２６学校管理職選考試験問題集　学校管理職研究会編　　　　　　　　　　　（教育開発研究所・２０２５年）  ・２０２４学校管理職選考郷学論文対策集　学校管理職研究会編　　　　　　　　　（教育開発研究所・２０２５年）  ・（月刊）教職研修　２０２５年２月号　他・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（教育開発研究所） |

１　生成ＡＩの利活用ガイドライン(Ver.2.0)　(1)

|  |
| --- |
| 文部科学省は、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」(2024年12月26日)において、「児童生徒の学習場面での利活用に当たっては、生成AIと人間との関係を対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成AIは使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきである」とした上で、学習場面において「利活用が考えられる例」と「不適切と考えられる例」を挙げています。  (1)児童生徒の学習場面において、①利活用が考えられる例と、②不適切と考えられる例を、それぞれ2つ挙げなさい。  (2)今後、生成AIがさらに普及していくことを踏まえ、児童・生徒の学習場面での利活用を進めていく際に、学校としてどのようなことに留意する必要があるか、学校段階を指定した上で留意点を挙げなさい。 |
|  |

１　生成ＡＩの利活用ガイドライン(Ver.2.0)　（2）

|  |
| --- |
| 教頭であるあなたに、A教諭から「学級便りや通知表の所見欄等の作成に生成AIを活用したいが問題はないか。留意しなければならないことはあるか」と相談された。これについて、次の設問に答えなさい。  (1) 生成AIの利活用ガイドライン(Ver.2.0)には、教職員が校務で利活用する際のチェック項目が示さ　　れている。これについて述べよ。  (2) あなたは教頭として、A教諭に対してどのように対応するか、必要な法令に触れながら説明せよ。 |
|  |

２　いじめ重大事態調査のガイドラインの改訂(1)

|  |
| --- |
| 1　文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(2024年8月改訂)　に係る次の文章について、空欄に適切な語句を記入しなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ語句が入る。  (1) 法第28条第1項において、学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、(①)又は(②)に重大な被害が生じた(③)があると認めるとき」(第1号)又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を(④)することを余儀なくされている(③)があると認めるとき」第2号)は、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための(⑤)を行うものとする」とされている。  (2) 重大事態の判断は、(⑥)が行う。(⑥)は、別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに(③)を抱いた段階から対応を開始する。  (3) 不登校重大事態については、年間(⑦)日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が(⑦)日に到達する前から　(⑧)に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を(⑨)が行う場合は、よく(⑧)と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。  (4) 重大事態が発生した際、公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該(⑩)まで重大事態が発生した旨を(⑪)しなければならない。  (5) 児童生徒や(⑫)から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。  2　文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(2024年8月改訂)において、重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、学校の平時からの備えが重要であるとしている。このガイドラインを踏まえ、あなたの学校における課題とその改善策を簡潔に述べよ。 |
|  |

２　いじめ重大事態調査のガイドラインの改訂(2)

|  |
| --- |
| いじめの重大事態は、常にどの学校でも起こり得るものとして認識すべきものであり、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(2024年8月改訂)に基づき、適切に対応する必要があります。あなたは校長として、いじめの重大事態が疑われる事案が発生した場合、どのように対応しますか。具体的に述べなさい。 |
|  |

3　ヤングケアラー支援の法制化

|  |
| --- |
| 次の設問に答えなさい。  (1)2024年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。本法で規定された「ヤングケアラー」の定義について述べた上で、それを踏まえて教頭としてどのようにヤングケアラーの把握に努めるか、具体的に書きなさい。  (2)あなたが勤務する学校で、祖母と2人暮らしの生徒が、祖母の介護で学校に行けなかったり、経済的に困窮していることが判明した場合、学校にはどのような対応が求められるか、あなたの考えを書きなさい。. |
|  |

４　学校事故対応に関する指針の改訂(1)

|  |
| --- |
| 次の文は、「学校事故対応に関する指針(改訂版)」(2024年3月、文部科学省)の一部である。空欄に適切な語句を記入しなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ語句が入る。  (1)事故発生の未然防止の取組については、以下の5点が示された。  1　重大事故(①)事例の共有と活用  2　各種マニュアルの策定(②)  3　教職員の危機管理に関する(③)の向上  4　安全(④)の実施  5　安全(⑤)の充実  (2)教職員の危機管理に関する資質の向上　(2事故発生の未然防止より)  ○教職員は、事故の発生を未然に防ぐとともに、万が一事故が発生した場合は、児童生徒等の(⑥)確保を優先し、被害を最小限にとどめ、事故に遭った被害児童生徒等の心のケアやその(⑦)の支援などについて十分な対応を行うことが大切である。そのためには、心構えも含めて教職員の資質を高めておくことが必要であり、各学校は、教職員の危機管理に関する資質の向上を図る研修等を通じて、教職員個々に、状況に応じた(⑧)や機敏な行動力等の対応能力を高めることが重要である。(中略)  ○具体的には、各学校において、以下のような取組が求められる。  ・学校における重大事故の実態、(①)事例の共有  ・各学校の(⑨)に危機管理についての研修等を位置付ける  ・「事前」、「発生時」、「事後」の3段階の危機管理に対応した(⑩)の実施  (3) 緊急時対応に関する事前の体制整備　(3事故発生に備えた事前の取組等より)  学校は、事故等発生の緊急時に備え、以下のような事前の体制整備を進めておく必要がある。  ・(⑪)が責任者となり、危機対応に当たって、安全を担当する教職員が中心となって組織的に活動できる体制を校務分掌等によりあらかじめ示しておく。  ・教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携を取りながら学校安全に関する活動を進めておく。  ・学校安全の中核となる教職員を中心に、日常的、定期的に(⑫)学年会、校内研修等あらゆる機会を活用して、意図的に協議情報共有等を進めておく。管理職や担当教職員が出張等で不在の場合でも組織的な対応が行えるよう、事故発生時の(⑬)者を明確にするとともに、事故発生時の役割と業務内容を全教職員が共通理解しておく。  ・児童生徒が意識を失って倒れるなどの緊急事案では、駆けつけた教職員の中で直ちに(⑬)者を決めて組織的に対応する。そのための想定(⑭)を実施しておくとともに、誰もが取り組めるよう体制整備を図っておく。  ・児童生徒に対しても、人が倒れた時の心肺蘇生の方法や(⑮)使用の重要性を教えておく。  (以下略)  (4) 次のような事故が起こった場合には、学校の設置者に速やかに報告を行う。  ・全ての「学校の管理下(登下校中を含む)において発生した(⑯)事故」  ・治療に要する期間が(⑰)日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故(重篤な事故には、治療に要する期間が(⑰)日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)身体機能の喪失を伴う事故等を含む。) |
|  |

４　学校事故対応に関する指針の改訂(2)

|  |
| --- |
| 次の事例について、以下の設問に答えなさい。  【事例】あなたが勤務する学校の子どもが階段から落ちて足を骨折しました。その日の放課後、怪我をした子どもの父親が学校に来て、「うちの子どもが階段から落ちて怪我をしたのは、階段の手すりが外れたためだと聞いた。また、怪我をしてから病院に連れて行くまでに時間がかかったとも聞いているが、緊急時における学校の体制に不備があったのではないか」との訴えがありました。  (1) 学校施設の安全管理や事故発生時の対処について、法的根拠を踏まえて説明しなさい。  (2) この訴えに対して、あなたはどのように対応しますか。 |
|  |

5中教審答申（R6.8）～教職員の資質能力の向上と質の高い教職員集団の形成

|  |
| --- |
| 2024年8月27日に、中央教育審議会から「「令和の日本型学校教育」を稲生質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」という答申がだされた。これについて、次の問いに答えよ。  (1) 本答申の概要を簡潔に述べよ。  (2) 本答申を踏まえ、校長は課題解決に向けて協働的な組織運営に取り組みつつ、一人一人の教職員のキャリア(経験や職責)に応じた資質能力の向上に計画的に取り組むことが求められています。あなたは校長として、一人一人の教職員の育成にどのように取り組みますか。学校経営方針を示し、具体的な取り組みを2点述べなさい。 |
|  |

6　中教審答申（R6.8）～次世代型「チーム学校」の実現

|  |
| --- |
| 2024年8月に公表された中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教職員の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」では、多様化・複雑化する学校課題に適切に対応し、教育の質を向上するには、配置されている多様な支援スタッフを含む全教職員の力を結集し、次世代型「チーム学校」の実現が求められている。しかしながら、教員と支援スタッフ、支援スタッフ同士の間には職務内容に対する理解不足や役割分担の不明確さ、また、勤務条件や教育に対する価値観の違いもあり、連携・協働を推進する上での課題も多く、次世代型「チーム学校」としての組織的な対応力は十分とは言えない状況である。これらのことをふまえ、チームとしての学校づくりに、あなたは校長としてどのように取り組むか、具体的に述べなさい。 |
|  |